

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	千葉市
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 千葉市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表 第18の項 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	千葉市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施のその他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するより、国民の健康の保持に寄与するとともに、 <u>予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u>	この要綱は、市長が実施する <u>高齢者肺炎球菌予防接種</u> (以下「予防接種」という。)の実施に関して必要な事項を定め、もって <u>市民の健康増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		千葉市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱 千葉県市町村予防接種事故補償等条例